

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 4 月 22 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成28年4月1日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成28年3月31日

市川市長 大久保 博

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 2 1 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 3 項、第 2 4 項」を「第 2 2 項から第 2 4 項まで」に、「又は第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」に改める。

附則第 2 項から第 7 項まで、第 9 項及び第 10 項中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 13 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 45 項」に、「第 30 項から第 33 項まで」を「第 34 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 27 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。